

論説

所得税と相続税の関係について
- 所得税法 9 条 1 項16号を中心として -

大 城 正 巳

はじめに

第 1 章 所得税について

第 1 節 所得税の内容

第 2 節 損害賠償金は「所得」か

第 2 章 相続税の課税根拠と所得税法 9 条 1 項16号の趣旨

第 1 節 相続税の課税根拠

第 2 節 所得税法 9 条 1 項16号の内容

第 3 節 譲渡所得課税との関係

第 3 章 所得税法 9 条 1 項16号の適用範囲 - 長崎年金事件を題材に -

第 1 節 事案の概要等

第 2 節 本判決の判旨等

第 3 節 本判決の検討

おわりに

参考文献

はじめに

わが国の所得税法は、包括的所得概念に基づいて、納税者の担税力を増加させるあらゆる経済的利得を所得と捉えて課税の対象としている。一方、相続税法は、遺産取得税方式を基本的な課税方式として採用し、遺産を取得したことによる相続人等の担税力の増加に着目して相続税を課している。この場合における相続税は、実質的には所得税の補完税であると言われている。相続税の性格をこのように捉えると、所得税法 9 条 1 項16号は、相続税を課税した経済的利得に対し、実質的に課税根拠を同じくする所得税

をさらに課税することを避けるための規定と位置づけられる。

しかしながら、所得税法9条1項16号により非課税所得とされる経済的利得の具体的な範囲については、従来から実務上問題となっていた。本稿で検討するいわゆる長崎年金事件についての最判平成22年7月6日判タ1324号78頁も、この点が争われた一例である。この事件は、相続人が取得した年金受給権について相続税が課された場合に、その年金受給権から派生した個々の年金債権に対して所得税を課することができるか否かが争われたものである。

このような場合、従来の実務では、個々の年金債権に対する所得税の課税がなされていた。これは、年金受給権と個々の年金債権が法的には別個のものであることを主たる理由としていた。しかし、生命保険金を一時金払いで取得した場合には相続税の課税のみで済むことと比較して、年金の形式で取得する生命保険金については相続税の他に所得税を課税する従来の課税実務は、均衡を失するとの批判があった。

そうした中、前掲最判平成22年7月6日は、従来の取扱いを否定する画期的な判決を行った。詳しい内容は本文に譲るが、同判決は、所得税法9条1項16号の解釈を通じて、所得税と相続税の関係を明確にした判決といってよいであろう。本稿は、同号の解釈を中心に、所得税と相続税の関係について検討するものである。

まず第1章では、所得税の課税対象である「所得」の意義をみる。

次に第2章では、相続税の課税方式をみることにより相続税の性格を検討し、所得税法9条1項16号の趣旨が「二重課税」の防止にあることを明らかにする。また、譲渡所得課税の内容とその根拠についても触れ、同法60条1項が適用される場面（課税の繰り延べがされる場合）が同法9条1項16号の防止しようとする「二重課税」の場面とは異なるものであることを明らかにする。

その上で第3章では、長崎年金事件に関する前掲最判平成22年7月6日を、その下級審判決と対比しつつ検討し、所得税法9条1項16号の適用範囲を明らかにすることを通じて、所得税と相続税の関係について整理する。

第1章 所得税について

第1節 所得税の内容

1 所得税の意義

所得税は、個人の所得に対する租税である。1799年にイギリスで採用されて以来、徐々に各国に普及し、現在では多くの国において租税制度の中心を占めているといわれている⁽¹⁾。

なぜ所得税が租税制度の中で重要な地位を占めているのであろうか。金子宏教授は、その理由の一つとして、今日の国家における膨大な財政需要を満たすに足りる税収を上げることのできる租税は所得税をおいて他にはない、と述べる⁽²⁾。

また、金子教授はもう一つの理由として、所得税が最もよく担税力に応じた課税の要請に適していると指摘する⁽³⁾。人々の担税力を示す主要な標識としては、消費・財産・所得の3つがあるとされている⁽⁴⁾。この中でも所得税が最もよく担税力に応じた課税の要請に適しているといえるのは、消費税には逆進性の問題があり、また、財産税には、財産（例えば土地のみの所有）があっても納税資金がないなどの問題がある一方、所得税は、基礎控除・扶養控除および累進税率と結びつくことにより、最もよく公平な税負担の配分を実現することができることとされ、総合的担税力の標識として最も優れているからだとされている⁽⁵⁾。

以上の2つの理由から、所得税は、租税制度の中心を占めていると言われる。

もっとも、一点目の財政需要を満たすとの理由は、近年は景気低迷もあっ

(1) 金子宏『租税法』（弘文堂、第16版、2011）170頁。

(2) 金子宏『租税法における所得概念の構成』同『所得課税の研究』（有斐閣、1995）3頁。

(3) 金子・前掲注(2)3～4頁。

(4) 金子・前掲注(2)3頁。

(5) 金子・前掲注(2)4頁、金子・前掲注(1)170頁。もっとも、金子宏教授によると、消費税や財産税が存在意義をもたないことを意味するのではないとした上で、消費や財産も、所得より劣るにせよ、何らかの程度において人々の担税力の標識としての意味をもつ以上、それらが所得税を補充するものとして、それと併用されるべきことは当然であるとしている（金子・前掲注(2)4頁）。

(6) 平成14年度の租税収入の決算額は、所得税約14兆8千億円、消費税約9兆8千億円であるのに対して、平成21年度の租税収入の決算額は、所得税約12兆9千億円、消費税約9兆8千億円である（国税庁ウェブページ、<http://www.nta.go.jp/kohyo/katsudou/report/report.htm>）。

て消費税収入が所得税収入に迫ってきていることもあり⁽⁶⁾、徐々に薄くなってきているといえる。しかし、二点目の「担税力に応じた課税の要請に適している」という理由は、今日でも妥当するといえる。すなわち、貧富の差が拡大している今日においては、納税者の担税力に応じた課税を行うことによって、公平な税負担の配分の実現がされるから、所得税の重要性は今後も高まると思われるからである。

2 所得の意義

(1) 序説

所得税法は、所得の種類を10種類に区分し、それぞれの所得の意義については定義しているが（同法23条から35条）まで10種類の所得に区分し、肝心の所得そのものについては定義していない。そのため、所得の意義については解釈で明らかにするほかない。

金子宏教授によると、真の意味における所得とは、財貨の利用によって得られる効用と人的役務から得られる満足を意味すると言われている⁽⁷⁾。しかし、それを評価することは困難であるため、所得税の対象としての所得を問題にする場合には、それを金銭的価値で表現せざるを得ないことになる⁽⁸⁾。

所得を金銭的価値で評価する方法としては、取得型所得概念と消費型所得概念が挙げられる。消費型所得概念とは、各人の収入のうち、効用ないし満足の源泉である財貨や人的役務の購入に充てられる部分のみを所得と観念し、蓄積に向けられる部分を所得の範囲から除外する考え方である⁽⁹⁾。これに対して、取得型所得概念とは、各人が収入等の形で新たに取得する経済的価値（経済的利得）を所得と観念する考え方である⁽¹⁰⁾。

このうち、消費型所得概念は、次の理由から一般的には支持されていない⁽¹¹⁾。

(7) 金子・前掲注(1)172頁。

(8) 金子・前掲注(1)172頁。

(9) 金子・前掲注(1)172頁。

(10) 金子・前掲注(1)172～173頁。

(11) 金子・前掲注(1)172～173頁。

所得の概念を消費として構成することは、所得という言葉の通常の用例に反すること。

蓄積に向けられる部分を課税の対象から除外することは、富の較差を増大させ公平負担の原則に反する結果が生じやすいこと。

そのような結果を避けるためには、相続税および贈与税を大幅に増税する必要があるが、現実問題として不可能であること。

高齢者が財産をとりくずして消費に充てた場合にそれに課税することは、一般的に受入れ難いこと。

この考え方のもとでは、消費のための借入れも所得に入ることになり、一般常識に反すること。

家族構成員の間における消費の帰属の判定が容易でないこと（課税単位は、夫婦単位ないし家族単位をとらざるをえない）。

執行が取得型所得税に比べて困難であること。

法人税の根拠づけが困難になること。

これらの理由から、所得の意義については消費型所得概念ではなく取得型所得概念が一般に支持されており、わが国の所得税法も後者を採用していると理解されている⁽¹²⁾。

この概念の下では、さらに、所得の範囲に関して、制限的所得概念と包括的所得概念の二つの考え方に分かれる。次にそれぞれの概念についてみることにする。

(2) 制限的所得概念

ア 制限的所得概念（所得源泉説）とは、経済的利得のうち、利子・配当・地代・利潤・給与等、反覆的・継続的に生ずる利得のみを所得として観念し、一時的・偶発的・恩惠的利得を所得の範囲から除外する考え方である⁽¹³⁾。この概念の下では、所得の範囲は狭く解されることになる。近年イギリスではタックスベースを拡大してきているが、伝統的には所得の捉え方についてはこの概念に基づいており、日本も戦前においては

(12) 金子・前掲注(1)174頁。

(13) 金子・前掲注(1)173頁。

この所得概念を採用していた。

制限的所得概念も、より具体的にはいくつかの見解に分かれる。例えば、経済活動からの収入のみを所得と観念する見解（生産力説）⁽¹⁴⁾、利得の規則的・反復性ないし回帰性のモメントを所得のメルクマールとする見解⁽¹⁵⁾、所得を「継続的収入源泉からの通常の規則的結果」とする見解（継続的源泉説）⁽¹⁶⁾がある。これらの見解に共通することは、一時的・偶発的利得・恩惠的利得（例えば、相続等、宝くじの当せんによる利得、賭博利得）が所得税の課税対象から除外されていることである⁽¹⁷⁾。

イ しかし、一時的・偶発的利得・恩惠的利得を課税の対象外に置くことには、所得税の存在意義を考慮する上では適当ではないといえる。それは、所得税が公平な税負担を配分することを目的としていることから明らかである。

金子教授は、そのような一時的・偶発的・恩惠的利得を課税の対象外に置くことが、所得税の持つ公平負担の原則（水平的公平、垂直的公平）に反するとしている⁽¹⁸⁾。水平的公平とは、等しい状況にある者は等しい負担をすべきというものであり⁽¹⁹⁾、垂直的公平とは、異なる状況にある者はそれに応じた負担をすべきというものである⁽²⁰⁾。税負担の平等は、その両者を達成することによって実現するとされている⁽²¹⁾。

そうすると、反覆的・継続的利得と、一時的・偶発的利得・恩惠的利得との間に担税力の相違に違いはないにもかかわらず、前者を課税所得とし、後者を課税の対象外に置くことには、水平的公平の観点から問題があるといえよう。例えば、一生懸命働いて1000万円を稼得した場合と土地を譲渡し同額の経済的利益を得た場合に、前者のみに課税することは不均衡であろう。

また、一時的・偶発的利得・恩惠的利得を課税の対象外に置くことは、

(14) 金子・前掲注(2)16頁。

(15) 金子・前掲注(2)18頁。

(16) 金子・前掲注(2)19頁。

(17) 金子・前掲注(2)21頁。

(18) 金子・前掲注(2)27～33頁。

(19) 岡村忠生ほか『ベーシック税法』（有斐閣、第6版、2011）5頁 [岡村]

(20) 岡村ほか・前掲注(19)5頁。

(21) 田中二郎『租税法』（有斐閣、第3版、1981）42～43頁。

累進税率の関係でも深刻な問題を引きおこすとされている⁽²²⁾。累進課税制度は、大きな所得を持つものに対しては高い税率を、小さな所得を持つものに対しては低い税率を適用するものである。これは、いうまでもなく垂直的公平を意識した課税制度であるといえる。累進課税制度は、公平負担の原則の要請に適うものであるが、また、それは所得の再分配機能を満たすものでもある⁽²³⁾。一時的・偶発的利得・恩恵的利得を課税の対象外に置くことは、担税力のある利得を累進課税の対象としないことを意味し、所得税が持つ富の再分配機能をそれだけ弱め、垂直的公平の要請を果たせないことになるといえるであろう⁽²⁴⁾。

このような問題点があるため、制限的所得概念（所得源泉説）は、一般的に支持を受けていない。次に、わが国や諸外国が採用している包括的所得概念（純資産増加説）をみていくことにする。

(3) 包括的所得概念

ア 包括的所得概念とは、人の担税力を増加させる経済的利得はすべて所得を構成するとする考え方である⁽²⁵⁾。この考え方の下では、人の担税力を増加させるものである限り、一時的・偶発的利得・恩恵的利得も所得を構成し、制限的所得概念の下では課税対象外とされた相続等による利得、宝くじの当選による利得、賭博利得も所得を構成することになる。

この考え方は、現在ではわが国を含め諸外国において一般的に支持を受けているのであるが、それは次の理由によるとされている⁽²⁶⁾。

一般的・偶発的・恩恵的利得であっても、利得者の担税力を増加させるものである限り、課税の対象とすることが、公平負担の原則の要請に合致すること。

すべての利得を課税の対象とし、累進税率の適用のもとにおくことが、所得税の再分配機能を高める所以であること。

(22) 金子・前掲注(2)31頁。

(23) 金子・前掲注(1)4頁。

(24) 同旨、金子・前掲注(2)32頁。

(25) 金子・前掲注(1)174頁。

(26) 金子・前掲注(1)174頁。

所得の範囲を広く構成することによって、所得税制度のもつ景気調整機能が増大すること。

これらの理由は、前述した制限的所得概念の欠点を補えているといえるだろう。

イ わが国の所得税法も、この包括的所得概念に基づいていると理解されている。

すなわち、所得税法は、譲渡所得・山林所得・一時所得等の所得類型を設けて、一時的・偶発的利得を一般的に課税の対象とする一方、雑所得という類型を設けて、利子所得ないし一時所得に含まれない所得をすべて雑所得として課税している。このことは、所得税法が経済的利得を広く所得税課税の対象とすることを示しているものと理解されている⁽²⁷⁾。

例えば、神戸地判昭和59年3月21日税資135号328頁も、「純資産の増加は、法令上それが明らかに非課税とする趣旨が規定されていない限りは、課税の対象とされるものと解すべき」であるとしており、所得税法が所得について純資産増加説（包括的所得概念）の立場に立っていることを指摘している。

ウ もっとも、現行所得税法は、人の担税力を増加させる経済的利得を広く所得と捉えながらも、一定のものについては課税の対象外としている。

まず、各種所得の金額が「収入金額」（または総収入金額に算入される金額）をベースに計算されることから、経済的利得であっても「収入」するものでないもの、すなわち、外部から流入する経済的利得でないものは、原則として所得税の課税の対象とならない（所得税法36条1項参照）。これには、未実現の利得（所有資産の価値の増加益）、および、帰属所得（自己の財産の利用および自家労働から得られる経済的利益）がある⁽²⁸⁾。

⁽²⁷⁾ 金子・前掲注(1)174頁。包括的所得概念は、前述したように制限的所得概念に比べて優れているといえる。しかし、包括的所得概念は広く経済的利得を所得税の課税対象とすることになるため、課税所得の範囲が不明確になりやすく、租税法律主義（課税要件明確主義）の観点からは疑問が残るとの指摘もされている。この点に関して、近年ドイツでは「営利目的をもった活動を通じて、市場において獲得した経済的利得」が所得だとする「市場所得説」が台頭しているといわれている（三木義一編著『よくわかる税法入門』（有斐閣、第5版、2010）71頁【奥谷健】）。

⁽²⁸⁾ 金子・前掲注(1)175頁。

また、所得税法9条1項で非課税所得とされるものもある。本稿で検討する同項16号の「相続……により取得するもの」も、その1つである。他に、同法10条、11条も非課税所得を定めている。

第2節 損害賠償金は「所得」か

1 序論

前述したように、包括的所得概念は、「担税力を増加させる経済的利得」を所得と捉えている。そうすると、経済的利得であっても担税力を増加させないものは所得ではないと解することになりそうである。

では、たとえば不法行為により加えられた損害について賠償金を得た場合、この損害賠償金は所得に当たるのであろうか。納税者が被った損害(損失)を補てんするにすぎず担税力を増加させるものではないと考えれば、そもそもこのような損害賠償金は所得に当たらないことになる。しかし、このような損害賠償金について、所得税法9条1項17号は非課税所得としているから、所得に当たるとした上で課税の対象から除外しているようにも考えられる。

もちろん、損害賠償金がそもそも所得に当たらないと解しても、所得ではあるが非課税所得に当たると解しても、課税されないという結論に変わりはない。しかし、所得の意義を考える上で、このいずれに当たるのかを検討しておくことにも意味があるように思われる。そこで、大分地判平成21年7月6日先物取引判例集57号24頁(以下、「本判決」という。)を題材に、この点について考察することにする。

2 事案の概要

X(原告)は、訴外会社と先物取引契約の委託契約を締結し、商品先物取引を繰り返した結果、同取引によって約6144万円の損失を被った。Xは、この損失が訴外会社やその従業員ら(以下、「訴訟会社ら」という。)がした商品先物取引の強引な勧誘行為によって生じたものであるとして、不法行為による損害賠償請求訴訟を大分地裁に提起した。大分地裁は、訴外会社の不法行為責任を認め、訴外会社らに損害賠償金1686万1337円とこれに

対する遅延損害金の支払を命ずる判決を言い渡した。訴外会社らは控訴したが（Xは、それに伴って附帯控訴した。）、控訴審において、訴外会社らがXに対し1900万円（以下、「本件和解金」という。）を支払うとする訴訟上の和解が成立し、同訴訟は終了した。

Xは、上記和解が成立し本件和解金の支払を受けた平成13年分の所得税の確定申告（および修正申告）において、本件和解金を総所得金額に含めていなかったところ、所轄税務署長は、本件和解金から必要経費である弁護士費用を控除した金額が雑所得にあたるとして更正処分等をしたため、Xがその取消しを求めて出訴した。

本判決は、本件和解金のうち元金に当たる損害賠償金1686万1337円に相当する部分は、所得税法9条1項17号および所得税法施行令30条2号により非課税所得に当たるなどとして、更正処分等の一部を取り消した⁽²⁹⁾。もっとも、Xはそもそも本件和解金が所得に当たらないと主張していたが、本判決はこの主張を退け、上記のとおり非課税所得に当たるか否かを検討している。ここでは、この問題についてみていくことにする。

3 担税力の増加の有無と所得の意義との関係

(1) 問題の所在

前述したとおり、包括的所得概念の下ではあらゆる経済的利得を所得と捉えるが、それは「担税力を増加させる」経済的利得であることが必要であるから、経済的利得であっても担税力を増加させないものはそもそも所得ではないことになるはずである。この点に関し、金子教授は次のとおり指摘する⁽³⁰⁾。

「納税者が取得した経済的価値のうち、原資の維持に必要な部分は、所得を構成しない。これは、制度的には必要経費の控除、譲渡資産の取得原価の控除等の問題として現れるが、これらは資本主義的拡大再生産を保障

⁽²⁹⁾ 同様の事例として名古屋地判平成21年9月30日判時2100号28頁がある。当事例は本判決と異なり、民事上の和解契約により取得した和解金が不法行為に基づく損害賠償金に当たるか否かが争われた。同判決では、当該和解金が不法行為に基づく損害賠償金に当たり、所得税法9条1項17号、法施行令30条2号等の非課税所得に該当するとして、課税庁側の主張を退け、更正処分等を取り消した。

⁽³⁰⁾ 金子・前掲注(1)171頁。

するために必要な制度である。保険金や損害賠償金も、損害の回復であって、所得ではない。」

これは、事業所得等については収入のうち必要経費を上回る部分のみが所得に当たるということである。事業により稼得するためには、例えば棚卸資産の仕入代金のように先に要する費用があり（これが必要経費に当たる）、これを支払うことによってその分経済的価値が外に流出する（つまり、マイナスとなっている）。その後、当該資産を顧客に販売し収入を得た場合に、そのうちマイナスをゼロに戻すまでの部分は所得とは捉えないことになる。

納税者に生じた損失と、これを補てんするために支払われた損害賠償金との関係も、上記の事業所得等における必要経費と収入との関係と同様に、納税者に生じたマイナスを回復するものといえるであろう。そうすると、納税者が得た損害賠償金のうち、当該納税者に生じた損失を回復する部分（マイナスをゼロまで戻す部分）は、所得ではないといえそうである（金子教授の上記引用部分にも、同旨のものと思われる指摘がある）。

そうすると、本件では、Xが被った損害は約6144万円であり、訴外会社からその賠償金として受領した本件和解金は1900万円であって、Xは本件和解金によってもその損害のすべてを補填できていないのであるから、本件和解金は経済的利得であってもXの担税力を増加させないものであってそもそも所得ではない、と考えることになるはずである⁽³¹⁾。

(2) 当事者の主張および裁判所の判断

Xは、本件和解金の実質は訴外会社らの不法行為によって生じた損害を補てんするものであり、Xの純資産を何ら増加させるものではないから所得に当たらないと主張した。(1)で指摘したのと同旨の見解に立っていると見えよう。これに対しY（被告国）は、所得税法が所得の範囲を包括的に構成していること、非永住者以外の居住者の担税力を増加させる経済的利得はすべて所得を構成し、非課税とされる所得は別途規定されていることを理由に挙げて、本件和解金は所得にあたると主張した。

⁽³¹⁾ 奥谷健「判批」税務事例42巻1号1頁（2010）。

この点に関して本判決は、所得税法9条ないし11条が多項目にわたって詳細に非課税所得を列挙していることを指摘し、このことなどを理由として「同法は、統一的、画一的な税務処理等の観点から、各人に発生した経済的利得は広く『所得』に当たるとした上で、非課税とすべきものは別途個別的に規定したものと解される。」と述べた。その上で本件については、Xが本件和解金を取得したことにより経済的利得を得たといえるから、本件和解金は所得に該当すると判断して、Xの主張を退けた。

(3) 現行所得税法の規定内容

所得税法では、資産の損失について種々の規定を置いている。例えば、同法51条1項は、事業用固定資産等の損失を必要経費に算入する規定であり、同条4項は、業務用資産等の損失を必要経費に算入する規定である(ただし、その必要経費にかかる所得の金額を限度とする)。しかし、本件の損失は、生活用資産である金銭に就いて生じたものであるため、これらの規定の適用はない。そうすると、現行法の下では、この損失の金額をその発生した年の必要経費に算入することはできないことになる⁽³²⁾。

また、損害賠償金を取得した時に、その年の所得金額の計算において損害賠償金の額から損失の額を控除することも、現行法の下では規定がない以上不可能であろう。

そうすると、現行法上、不法行為による損害を受けた納税者が取得した損害賠償金は、これを得るために要した弁護士費用の額などを除いて所得に当たると解さざるを得ないだろう。所得税法9条1項17号は、損失の額を損害賠償金の額から控除して所得金額を計算することができない仕組みとなっていることを前提として、損害賠償金に対し不当に課税することがないようにこれを非課税所得とした、と考えることができるであろう。

⁽³²⁾ 付言すると、この場合には雑損控除の適用もない(所得税法72条)。雑損控除に規定する「災害」とは、震災等のほか(同法2条1項27号)、「人為による異常な災害」も含むが(所得税法施行令9条)、裁判昭和54年9月4日は、人為による異常な災害とは、「予見及び回避不可能で、かつ、その発生が劇的な経過を経て発生した損害であることを要するもの」としている。本件場合はXに過失があると認められていることからみても予見・回避可能性がなかったとはいえず、「人為による異常な災害」には該当しないと考えられる。

4 小括

包括的所得概念の下では、「担税力を増加させる経済的利得」が所得であると一般的に説明されている。しかし、所得税法の規定を見る限り、損害賠償金のような一見すると担税力を増加させる経済的利得とはいえないものも、所得に当たると理解せざるを得ないであろう。所得税法はそのような仕組みを前提として、本件のような資産損失に対する損害賠償金（マイナスをゼロに戻すだけのもの）を非課税所得とし、実質的にみれば担税力を増加させるとはいえない経済的利得に対する課税を防止していると理解することができるだろう。

第2章 相続税の課税根拠と所得税法9条1項16号の趣旨

前章では、所得税の課税対象である「所得」の意義について検討してきた。次に本章では、相続税の課税根拠を相続税の課税方式の検討を通じて明らかにし、これを前提として所得税法9条1項16号の趣旨をみることにする。

第1節 相続税の課税根拠

1 相続制度の存在意義

- (1) 相続税は、人の死亡によって財産が移転する機会にその財産に対して課される租税である⁽³³⁾。相続税を検討する上では、まず、相続制度がなぜ認められるのかを検討しなければならない⁽³⁴⁾。
- (2) 相続権の保障の根拠については諸説あるが、有力なのは、相続の社会的機能に着目した中川説であるといわれている⁽³⁵⁾。それによると、相続権の根拠は、遺産に対する相続人の潜在的持分の清算、「有限家族的共同生活」における家族構成員の生活保障、一般取引社会の権利安定の確保、とされている⁽³⁶⁾。

(33) 金子・前掲注(1)502頁。

(34) 三木義一「相続税の基本原理の法的再検討」租税法研究23号1頁(2~4頁)(1995)。

(35) 三木・前掲注(34)3頁、水野忠恒『租税法』(有斐閣、第5版、2011)628~629頁。

(36) 中川善之助『相続法』(有斐閣、1964)7頁。

については、被相続人の財産形成には、少なくとも相続人である家族の協力があり、その家族に財産の潜在的持分が生じると説明されている⁽³⁷⁾。相続の際にその潜在的持分の清算を行うということである。

については、家族内の労働がことごとく無償であることを前提として、家族の内へ置き去られた遺産は、家族構成員らの生活保障のため、当然彼らの間に、分配されなければならないと説明されている⁽³⁸⁾。被相続人の遺産の一部は家族構成員の無償労働によって築かれたものも含まれているから、相続の際にその遺産の一部を家族構成員の生活保障のために分配する必要がある、ということであろう。

については、権利義務ことに債務が、その主体の消滅によって無に帰してしまうのでは、法的安定一般が保たれないと説明されている⁽³⁹⁾。被相続人の債権者を保護し、社会一般取引の安定を確保しようということであろう。

および⁽⁴⁰⁾ に関しては定着した見解とされているが⁽⁴¹⁾、⁽⁴²⁾ に関しては、否定的に解する見解もある⁽⁴¹⁾。

- (3) これに対して、三木義一教授は、「現代社会における相続権の根拠は結局、所有権に内在する（処分しない自由を含む）処分の自由の確保を基礎に社会的機能を加味して説明するしかないように思われる。」と主張する⁽⁴²⁾。

すなわち、仮に相続という制度を廃止し、被相続人の財産のすべてを国家に帰属するという制度を採用した場合には、人は生前贈与をすることになるだろうし、その贈与をも規制すると、今度は、第三者の介在した売買の形式を通じて実質的な贈与を行うことになるとしている⁽⁴³⁾。さらに、これをも規制するとなると、結局、所有権者の処分そのものに

⁽³⁷⁾ 中川・前掲注⁽³⁶⁾ 7～8頁。

⁽³⁸⁾ 中川・前掲注⁽³⁶⁾ 8～10頁。

⁽³⁹⁾ 中川・前掲注⁽³⁶⁾ 10～11頁。

⁽⁴⁰⁾ 遠藤浩ほか共編『民法(9)相続』（有斐閣、第4版増補補訂版、2005）16～17頁〔稲本洋之助〕。

⁽⁴¹⁾ この点については、伊藤昌司『相続法の基礎的諸問題』（有斐閣、1981）19頁を参照。

⁽⁴²⁾ 三木・前掲注⁽³⁴⁾ 3頁。もっとも、三木教授は「および」に関しては、相続人になるのは被相続人の財産形成に寄与した者に限られていないこと、相続によって引き継がれる資産には生活保障というにはあまりにも巨額の資産も含まれていること等の難点があることも指摘している。

⁽⁴³⁾ 三木・前掲注⁽³⁴⁾ 3頁。

国家が強度に介入せざるを得なくなり、市場経済そのものの円滑化が阻害されることになるとしている⁽⁴⁴⁾。

このように指摘した上で、三木教授は、「従って、相続権の承認は何よりもまず（処分しない自由を含む）処分の自由の実質的確保にあり、そのうえで、共同生活をしている家族等の潜在的持分の清算や生活激変緩和という社会政策的配慮を重視して相続人の範囲・順位を決定していると解しておきたい。」と主張する⁽⁴⁵⁾。

筆者もこの意見に賛成である。なぜなら、このような考え方は、憲法29条で認められている所有権保障とも相容れるものであるからである。

2 遺産税方式と遺産取得税方式

次に、相続税の課税方式についてみることにする。相続税の課税方式をみておくことは、相続税の課税根拠、すなわち、相続税が何に対する課税であるのかという問題に関係するほか、所得税法9条1項16号の趣旨を検討する上でも必要となるからである。

相続税の課税方式には、遺産税方式（定義）と遺産取得税方式（定義）がある。前者は、人は生存中に蓄積した富の一部を死亡にあたって社会に還元すべきであるという考え方にに基づいており、本来の意味における財産税であると説明されている⁽⁴⁶⁾。後者は、偶然の理由による富の増加を抑制することを目的とした制度であり、この類型の相続税は、実質的には所得税の補完税であると説明されている⁽⁴⁷⁾。以下、順に詳しくみていく。

(1) 遺産税方式の根拠

遺産税方式を正当化する理由として、古くは遺言のない相続に対する没収や近親者以外の相続を制限するための没収等のように没収制度と租税制度をほとんど区別しないものから、相続財産承継の手数料とか相続権を認めたことに対する対価といった租税類似の制度になぞらえるもの、さらに

(44) 三木・前掲注(34)3～4頁。

(45) 三木・前掲注(34)4頁。

(46) 金子・前掲注(1)503頁。

(47) 金子・前掲注(1)503～504頁。

は国家の共同相続権といったものを引き合いに出すものがあったものの、そのいずれの見解も今日では説得力を欠くと指摘されている⁽⁴⁸⁾。たしかに、前述したとおり、相続権の根拠については所有権に内在する処分の自由の確保に求めるのが正当であるから、この考え方に立つ限り、遺産税方式を正当化するかつての主張は、今日では支持を受けることができないであろう。

現行の方式は、純粋な遺産取得税方式ではなく、遺産税方式を加味した法定相続分課税方式による遺産取得税方式と呼ばれる折衷方式である。この折衷方式への移行は昭和33年度の税制改正によってなされたが、この改正に関する昭和32年12月の「相続税制改正に関する税制特別調査会答申」では、遺産に課税する根拠について、「(イ)被相続人の遺産に対してその額に応じ累進税率で課することにより富の集中を抑制するという社会政策的な意味を有するものである。」としている⁽⁴⁹⁾。同答申は続けて、「このような考え方を押し進めたものとして個人が生存中富の蓄積をできるのは、その人の優れた経済的な手腕に対して社会から財産の管理運用を信託されたことの結果と見ることができるのであるが、その相続人は被相続人と同様に優れた経済的手腕を有するとは限らないから、相続の開始により被相続人から相続人に対して財産が移転する際に被相続人の遺産の一部は、当然社会に返還されるべきであるとするものである。」とも述べている⁽⁵⁰⁾。この見解は、相続権の保障の根拠として前述した中川説と軌を一にしているとみることができよう。

同答申はまた、「(ロ)人の死亡及び相続という事実は、被相続人が生前において受けた社会及び経済上の各種の要請に基く税制上の特典その他租税の回避等により蓄積した財産を把握し課税する最も良い機会であり、この機会にいわば所得税あるいは財産税の後払いとして課税するには、遺産額を課税標準とすることが当然の帰結となるとするものである。このように説明することを、英米の文献では“back tax theory”と説明されている。」

(48) 三木・前掲注(34)6頁。

(49) 同答申（大蔵省印刷局、1957）14頁。

(50) 同答申・前掲注(49)14頁。

としている⁽⁵¹⁾。この説明は、すべての被相続人は生前中に税制上の特典を受け、租税回避を行っているのであるから、被相続人が死亡した際にその受けた恩恵を社会に返還しなさいということであろう。

同答申は、上記のような理由から遺産に対する課税を正当化している。

(2) 遺産税方式の正当化根拠に対する疑問

しかしながら、遺産税方式を正当化する根拠は、説得力に欠けているといわざるを得ないだろう。

まず、(イ)に関していえば、相続税が富の集中を抑制するという社会政策的な意味を有するという点は、正当といえるであろう。しかし、(イ)に関して三木教授は、「所有権が憲法上保障されている法秩序の下でどうして財産そのものの一部を税として吸収できるのであるか。」と疑問を呈した上で、「被相続人の財産を社会からの信託とする説明も所有権保障と相いれないし、仮にそうだとしても相続人が被相続人ほど経済的手腕を有しているとは限らないことが、どうして『当然』社会に返還されるべきことになるのか、全く理解できない。」と述べている⁽⁵²⁾。筆者もこの批判には賛成である。また「相続人は被相続人と同様に優れた経済的手腕を有するとは限らないから、相続の開始により被相続人から相続人に対して財産が移転する際に被相続人の遺産の一部は、当然社会に返還されるべき」という点については、相続人は被相続人と同様あるいは被相続人より経済的手腕を有している可能性もあると考える。

次に、(ロ)に関して三木教授は、「生前の租税回避、脱税、低負担等の清算とする説明は租税国家における根拠としてはあまりにも乱暴かつ自虐的説明といわざるを得ない。」とし、「この説は、死亡時に過年度の所得を把握して課税するのに等しく、実質的に遡及課税を肯定することになり、租税法律主義の法理に反する説明ということになる。」と批判している⁽⁵³⁾。この点も筆者は賛成である。また(ロ)の論理は、国民のすべてが税制上の特

(51) 同答申・前掲注(49)14頁。

(52) 三木・前掲注(34)7頁。

(53) 三木・前掲注(34)7頁。

典を受け租税回避を行っていることを前提としているものであり、常識人を納得させるものではないであろう。例えば、給与所得のみを有するものについていえば、ほぼ100%所得が把握されるのであり、租税回避をする余地さえもないことを考えれば、(ロ)の主張が説得力を欠くことは明らかといえよう。しかも、被相続人が生前税制上の特典を受けず租税回避をしていないとしても、やはりその被相続人の遺産は相続税の対象となるのであるから、(ロ)の主張はなおさら説得力を欠くことになる。

このように、昭和32年の税制調査会答申が指摘する遺産税方式の根拠は、合理的とはいえないと考える。三木教授は、「市場を整備し、市場を通じての経済的利得の一部を『租税』として提供させ、国民の所有権を保障している租税国家における『租税』には、財産元本に対する侵害であってはならないという本質的制約があり、この点で没収と区別しうる」とした上で、被相続人の「財産」そのものに課税するという前提には問題があるとしている⁽⁵⁴⁾。今日の資本主義的拡大再生産の見地に立つとするならば、所得課税がなされて残った財産（資本）に対して改めて相続税を課すのには疑問があるということであろう。以上のことから遺産税方式は、十分な課税根拠を持っているとはいえないであろう。

(3) 遺産取得税方式の正当性

遺産取得税方式は、偶然の富の増加による相続人の担税力の増加に対して課税する方式である。この点に関して三木氏は、「相続税の課税根拠は相続人が相続により新たな経済的価値を取得することに求められるべきであり、新たに取得した価値の一部を還元するものである限りにおいて相続税制が憲法の所有権保障に抵触しないと解されるからである。」としている⁽⁵⁵⁾。

遺産税方式の正当化根拠に不合理な点が多いのに比べ、遺産取得税方式については無理なく正当化できるように思われる。相続人が相続により経済的利得を得たことで、相続人に対する課税が可能になるという理屈は、

⁽⁵⁴⁾ 三木・前掲注⁽³⁴⁾7～8頁。

⁽⁵⁵⁾ 三木・前掲注⁽³⁴⁾10頁。

合理的と思われるからである。

(4) 相続税の存在理由

前述したように、遺産取得税方式の相続税は、相続人が相続により遺産という経済的利得を得たことを理由として課税するものであり、この意味で所得税の補完税と理解されることになる。

それでは、なぜ所得税とは別に相続税が設けられたのであろうか。この点に関して、金子教授は次のとおり指摘している⁽⁵⁶⁾。

「相続による財産の取得も、外（そと）からの経済的価値の流入・帰属という点では、広義の所得の一つの類型である。しかし、若しこれを所得税の対象とすると、現行所得税下では、一時所得として2分の1のみが課税の対象となるから、税負担は著しく軽減される。また、仮りに一時所得もその全額が課税されるとしても、巨大な相続財産が他の所得並みの税負担ですんでしまうことに対しては、批判がありえよう。そこに、相続による財産の取得に対しては、所得税とは別の租税として相続税を課することの合理的根拠があったと考えられる。」

第2節 所得税法9条1項16号の内容

第1章で検討したように、わが国の所得税法は、所得の意味について包括的所得概念を採っており、人の担税力を増加させるあらゆる経済的利得を所得として捉えている。一方で、本章第1節で検討したように、相続税法は基本的には遺産取得税方式を採っており、相続等によって財産を取得した個人に担税力を見だして相続税を課している。そうすると、相続等によって財産が移転した場合、理論上は所得税と相続税の課税が競合することになる。

所得税法9条1項16号は、この競合を避ける規定であることになる。同号は、「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法（昭和25年法律第73号）の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与によ

⁽⁵⁶⁾ 金子宏「相続制度の構造的改革」税研102号12頁（2002）。

り取得したものとみなされるものを含む。）」、すなわち、相続等によって得た所得（経済的利得）を非課税所得と定めている。

1 所得税法9条1項16号の趣旨：「二重課税」の防止

所得税法9条1項16号は、一般的には所得税と相続税の二重課税を防止する規定と説明される⁽⁵⁷⁾。

一般的に二重課税とは、「同一の課税物件（課税の対象）に対して2度以上重複して課税することをいう。」と説明されている⁽⁵⁸⁾。

そうすると、所得税の課税物件は個人の所得であり⁽⁵⁹⁾、相続税の課税物件は、相続または遺贈によって取得した財産であるから⁽⁶⁰⁾、二重課税を「同一の課税物件に対する重複した課税」であると理解すると、所得税と相続税は課税物件が違うから、二重課税ではないようにもみえる。

しかし、第1節で検討したとおり、遺産取得税方式を基本とする現行相続税法の下では、相続税も相続により遺産を取得したことに対して課税するのであって、その実質的な内容は所得に対する課税といて良いのであるから、実質的には上記の意味での二重課税に当たるといふべきであろう。つまり、所得税法9条1項16号は、このような相続税の性質を踏まえて、上記の意味での二重課税を防ぐべく、すでに相続税が課税された経済的利得（所得）については所得税を課税しないことを定めたものと解すべきである。

2 所得税法9条1項16号を政策的・恩恵の規定と解する見解

ア 以上の考え方とは異なり、所得税法9条1項16号の意義を二重課税防止の規定と解するのではなく、政策的・恩恵の規定と解する論者も少な

⁽⁵⁷⁾ 水野・前掲注⁽³⁵⁾156頁、植松守雄『注解所得税法』（大蔵財務協会、四訂版、2005）135頁。

⁽⁵⁸⁾ 金子宏ほか共編『法律学小事典』（有斐閣、第4版、2007）51頁。もっとも、二重課税という用語は、論者によって異なる意味で用いられているように思える（この点を指摘する者として、木村弘之亮「二重課税の概念」法律学研究72巻2号1頁（1999）参照）。第3章で検討する長崎年金事件についても、多くの学者や専門家は「二重課税」の問題として取り上げているが、そもそも何が「二重課税」であるかについては、あまり触れられていないように思われる。本稿では、「二重課税」の用語を本文中で述べた意味で用いる。

⁽⁵⁹⁾ 金子・前掲注⁽¹⁾172頁。

⁽⁶⁰⁾ 金子・前掲注⁽¹⁾507頁。

からずいる⁽⁶¹⁾。

この見解に立つとみられる酒井克彦教授は、所得税法9条1項16号の趣旨について次のとおり述べる⁽⁶²⁾。

「……本来、相続課税の課税対象と所得課税の課税対象とは別個のものであり、前者が相続等により移転する財産に対して課税されるのに対して、後者は包括的所得概念の下、所得の源泉を問わず経済価値の外からの流入をすべからず課税対象として捉えて課税するのである。したがって、本来的には相続によって得られる財産に相続税が課税されていたとしても、所得税の観点からすればこれを非課税とする必要はないのであるが、それでは、国民の納得も得られにくいというようなことが考慮されたために所得税法9条1項15号〔筆者注：現16号〕が設けられたにすぎないのである。」

この見解は、所得税の課税物件（個人の所得）と相続税の課税物件（相続または遺贈によって取得した財産）とが異なることを理由として、そもそも二重課税の問題にはならないと理解しているようである。そして、所得税法9条1項16号が設けられた理由については、相続等によって財産を取得した場合に相続人に所得税と相続税の両方を負担させるのは納税者（国民）の理解を得られないから、政策的・恩恵的に所得税を非課税とすることにある、と理解しているようである。

イ しかしながら、酒井克彦教授の見解は、日本の相続税の課税方式を遺産税方式と捉えている点で、前提に誤りがあると考え⁽⁶³⁾。すでに検討したとおり、わが国の相続税の課税方式は遺産取得税方式であり、この場合の相続税の性格は、実質的には所得税の補完税である。

たしかに、相続税は相続等により移転する財産を課税対象としている。しかし、相続税法が財産を取得した個人に担税力を見いだして納税義務を課していることからみても（相続税法1条の3）、現行の相続税法の

(61) 酒井克彦「判批」税務事例39巻8号53頁（2007）、松岡章夫「判批」税理50巻4号113頁（2007）、末永英男「判批」税務弘報58巻11号120頁（2010）、橋本守次「判批」税務弘報58巻14号154頁（2010）。

(62) 酒井・前掲注⁽⁶¹⁾55頁。

(63) 同旨、末崎衛・水野信二郎「判批」沖縄法学論叢4集107頁（2011）[119頁]、藤曲武美「判批」税務弘報59巻1号121頁（2011）[126～127頁]。

下では、所得税法9条1項16号の意義は、所得税とその補完税である相続税の二重課税を防止する規定と解するほかないだろう。

第3節 譲渡所得課税との関係

長崎年金事件についての最判平成23年7月6日の検討に入る前に、ここで譲渡所得課税と相続税との関係について検討し整理する。相続等があった後に相続人が相続財産を譲渡した場合、相続人には譲渡所得課税がされるが、この相続人に対する相続税の課税と譲渡所得課税を指して「二重課税」といわれることがある。このような課税は、所得税法9条1項16号が防止しようとする「二重課税」とは異なる（本稿の用いる意味での「二重課税」には当たらない）ことを、ここで確認しておく必要があると思われるため、ここで譲渡所得課税との関係に触れることにする。この点を整理することは、第3章で長崎年金事件に関する前掲最高裁判決の検討を行う上でも有益だと考える。

1 譲渡所得課税の内容と根拠

譲渡所得とは、資産の譲渡（建物又は構築物の所有を目的とする地上権又は賃借権の設定その他契約により他人に土地を長期間使用させる行為等を含む。）による所得をいう（所得税法33条1項）⁽⁶⁴⁾。この場合、資産の「譲渡」とは、有償か無償であるかを問わず所有権その他の権利の移転を広く含む概念とされている⁽⁶⁵⁾。相続や贈与も、資産の所有権を移転させる事実または行為であるから、「譲渡」に含まれることになる。

譲渡所得課税の本質は、キャピタル・ゲイン、すなわち所有資産の価値の増加益に対する課税であって、譲渡所得に対する課税は、資産が譲渡によって所有者の手を離れるのを機会に、その所有期間中の増加益を清算して課税するものだと解されている（増加益清算課税説）⁽⁶⁶⁾。

⁽⁶⁴⁾ なお、これらのうち、たな卸資産の譲渡その他営利を目的として継続的に行われる資産の譲渡による所得、山林の伐採又は譲渡による所得は除かれる（所得税法33条2項1号、2号）。

⁽⁶⁵⁾ 金子・前掲注(1)219頁。

⁽⁶⁶⁾ 金子・前掲注(1)218頁、最判昭和43年10月31日訟月14巻12号1442頁参照。

2 相続税課税との「調整」

シャープ勧告を受けて制定された当初の所得税法は、1で挙げた譲渡所得課税の本質に沿った課税を徹底し、個人間の贈与の場合には贈与者に、また相続の場合には被相続人に対して譲渡所得課税を行うこととしていた⁽⁶⁷⁾。この場合、譲渡人（贈与者、被相続人）には、譲渡された資産の増加益に対する譲渡所得課税がされ、一方、譲受人（受贈者、相続人）には、譲渡により資産を得たという経済的利得に対する贈与税、相続税課税がされることになる。

しかし、このような譲渡所得課税は、個人間の贈与や相続においては収入金額が伴わないにもかかわらず、贈与者等についてみなし譲渡所得課税が行われ、さらに受贈者等については相続税・贈与税課税が行われるという点で、納税者の理解を得がたい税制であると評価された（例えば、親から子への居住用財産の移転について、親にみなし譲渡所得課税、子に相続税が課されるのは、一般常識からすれば受け容れ難いといえるだろう）。

そのため、譲渡人（贈与者、被相続人）に対する譲渡所得課税は段階的に縮小されていき、現在では、法人に対する贈与・遺贈の場合や限定承認に係る相続の場合等に限り、譲渡人に対する譲渡所得課税がされることになっている（みなし譲渡課税、所得税法59条1項）⁽⁶⁸⁾。

そして、相続でも単純承認に係るもの等みなし譲渡課税の適用を受けない資産の譲渡の場合については、譲渡人（被相続人等）に対する譲渡所得課税は収入金額がないことを理由に行わず（所得税法33条3項、36条1項参照）、その代わり、当該資産に係る譲渡人の取得価額（と所有期間）を譲受人（相続人等）が引き継ぐ方式が採られている（同法60条1項）。こ

⁽⁶⁷⁾ シャープ報告書は「資産所得に対する課税を無制限に延期すれば、納税者は本来ならば課せられるべき税負担の相当部分を免れることができるから、無制限延期はこれを防止する必要がある」と述べていた（全国青色申告会総連合『シャープ使節団日本税制報告書』（2000）136頁）。

⁽⁶⁸⁾ 昭和25年の税制改正では、シャープ勧告の趣旨をほぼそのまま取り入れ、相続・贈与についても被相続人・贈与者に対して譲渡所得課税が行われた。しかし、昭和27年の改正で、後述する相続人等の取得価額の引継を行うことを条件に、相続および相続人に対する遺贈による財産の移転については、みなし譲渡所得課税を行わないこととなった。その後、この取得価額の引継制度は包括遺贈および相続人に対する死因贈与にも拡張され、昭和37年の改正では、個人に対する遺贈、贈与、低額譲渡についても、贈与等をした者が税務署長に対し「みなし譲渡課税」を受けない旨の書面を提出することにより、受贈者等が取得価額の引継を行うことを条件にみなし譲渡所得課税を受けない途が開かれた。さらに、昭和48年の改正では、その書面の提出も不要となり、現行の所得税法59条、60条の骨格がほぼできあがった（植松・前掲57630～631頁）。

れは、譲渡人（被相続人等）の所有期間中に生じた当該資産の増加益に対する課税を、その後譲受人（相続人等）が第三者に当該資産を譲渡した時まで繰り延べる趣旨の制度である。

3 所得税法60条1項の適用場面（二重課税か）

一例として、被相続人が所有していた土地（取得価額1000万円）について、相続発生時の時価が1億円であり、その時の相続税評価額（財産評価基本通達の定める評価方法により算定した相続発生時の価額）が8000万円であった場合を考える（なお、この相続は単純承認によるものであるとする）。被相続人については収入金額がないため譲渡所得課税がされない一方、相続人には当該土地の「時価」（相続税法22条）が8000万円であるとして、これを前提にした相続税の課税が生じうる⁽⁶⁹⁾。その後、相続人が第三者に当該土地を代金1億2000万円で売却したとすると、相続人には、この代金額から被相続人の取得価額1000万円を控除した残額1億1000万円に対する譲渡所得課税が生じうる。

この場合、一見すると、相続人に対する「二重課税」が生じているようにもみえる。なぜなら、上記の例では、当該土地についてその価額が8000万円であることを前提に相続税が課されたうえ、さらに、その土地を譲渡した場合には、被相続人の所有期間中に生じ課税が繰り延べられていた増加益9000万円も含めて譲渡所得課税が行われるからである。

しかし、これは本稿が採る意味での「二重課税」ではない。相続税の課税が実質的には「その財産を相続により取得した」経済的利得に対してなされるのに対し、譲渡所得課税は、あくまで所有期間中の増加益に対するものであって、課税の根拠が異なる。当該資産に係る9000万円の増加益は、本来は被相続人に対し課税されるものであり、一方、相続税評価額で8000

⁽⁶⁹⁾ 相続税法22条の「時価」は、客観的な交換価値（不特定多数の独立当事者間の自由な取引において通常成立すると認められる価額）と解されるが、「財産の客観的交換価格は必ずしも一義的に確定されるものではなく、納税者間の公平、納税者の便宜、徴税費用の節減という見地から、あらかじめ定められた評価方式により、これを画一的に評価する方が合理的である」との理由により、財産評価基本通達が定められ、課税実務上はこの通達にしたがって「時価」の評価がされている。そして、「財産評価通達が形式的にすべての納税者に適用されることによって、租税負担の実質的な公平をも実現することができるのであるから」、相続税法22条の「時価」は原則として財産基本評価通達に従って評価すべきものと解されている（かぎ括弧内は、東京高判平成7年12月13日行裁例集46巻12号1143頁の判示である。なお、金子・前掲注(1)533頁参照）。

万円となる資産を得たことによる相続税は、本来相続人に対して課税されるものである。

第3章 所得税法9条1項16号の適用範囲 - 長崎年金事件を題材に -

近年、所得税法9条1項16号の適用範囲が争点となった事件として、いわゆる長崎年金事件についての最判平成22年7月6日判タ1324号78頁（以下、本章において「本判決」という）がある。本判決は、この規定の趣旨と適用範囲を明らかにした点で意義のある判決であり、また、実務上も非常に大きな影響を及ぼした判決である。本章では、本判決およびその下級審判決を題材に、所得税法9条1項16号の適用範囲について検討する

第1節 事案の概要等

1 事案の概要

Aは、B生命保険会社（以下、「B生命」という。）との間で、Aを契約者および被保険者、原告（以下、「X」という。）を受取人とする年金払生活保障特約付終身保険契約（以下「本件保険契約」という。）を締結し、その保険料を支払っていた。本件保険契約では、保険事故が発生した場合に主契約に基づいて支払われる一時金に加え、生活保障のため特約年金が支払われる特約が付されていた。この特約では、保険事故が発生した場合、年金額230万円を主契約の受取人に対して10年間支払うものとされており、本件保険契約の特約条項によると、特約年金の受取人は、年金支払期間中、将来の特約年金の支払にかえて、特約年金の未支払分現価の一時支払を請求することができるものとされている。

Aは、平成14年10月28日に死亡し、XはAの死亡により、本件保険契約に基づいて、死亡保険金4000万円を受け取る権利と、年金払生活保障特約年金（以下、「年金」という。）として、平成14年10月28日から平成23年まで、毎年10月28日に230万円ずつ受け取る権利（以下、「本件年金受給権」という。）を取得した。

その後Xは、B生命に対し、本件保険契約に基づき、死亡保険金および

年金の請求を行い、死亡保険金4000万円、年金230万円（以下、「本件年金」という。）および配当金2万0649円から契約貸付金、同貸付金利息および源泉徴収税額を差し引いた4190万2745円の支払を受けた。

Xは、平成14年分の所得税の確定申告について期限内申告をしていたが、本件年金の源泉徴収税23万0800円が所得金額から差し引かれる金額として追加されるべき金額であり、同年中に還付を受けるべき金額は、合計22万3464円になるとして、更正の請求を行った。なお、本件年金については、確定申告および更正の請求においても雑所得の総収入金額に含まれていなかった。

これに対し、C税務署長は、Xが平成14年11月8日に支払を受けた保険金のうち、本件年金230万円から必要経費として認められた9万2000円を差し引いた220万8000円を同年中におけるXの雑所得と認定し、還付を受けるべき額が4万8264円になるとする本件処分を行った（なお、還付を受けるべき金額を19万7864円とする減額再更正がされている。）。

その後Xは、異議申立て、審査請求を経て、本件処分の取消しを求めて出訴した。

2 生命保険金の取扱い

本判決を検討するに当たって、まず、生命保険金に対する課税についての従来取扱いをみておくことにする。

(1) 私法上の取扱い

生命保険契約とは、保険契約のうち、保険者が人の生存又は死亡に関し一定の保険給付を行うことを約するものをいうとされている（保険法2条8号）。生命保険契約は、主に自己のためにする生命保険契約（自己を保険契約者、被保険者、保険金受取人）⁽⁷⁰⁾と第三者のためにする生命保険契約（自己を契約者および被保険者、保険金受取人を第三者）に分けることができる。本事件では、Aが契約者および被保険者、生命保険金の受取

⁽⁷⁰⁾ 保険契約者とは、保険契約の当事者のうち、保険料を支払う義務を負う者をいい（保険法2条3号）、生命保険契約にいう被保険者とは、その者の生存又は死亡に関し保険者が保険給付を行うこととなる者をいう（同条4号）。また、保険金受取人とは、保険給付を受ける者として生命保険契約で定めるものをいうとされている（同条5号）。

人をXとするものであるから、第三者のためにする生命保険契約に該当する。

自己のためにする生命保険契約と、第三者のためにする生命保険契約とでは、保険事故が発生した場合（保険契約者が死亡した場合）の法的な取扱いが異なる。前者の場合には、保険事故の発生により生じる生命保険契約に関する権利は、保険契約者の相続財産を構成する。これに対し、後者の場合には、保険事故の発生により生じる生命保険契約に関する権利は、保険金受取人に直接帰属することになる（保険法42条）。最判平成14年11月5日判タ1108号300頁は、「……死亡保険金請求権は、指定された保険金受取人が自己の固有の権利として取得するのであって、保険契約者又は被保険者から承継取得するものではなく、これらの者の相続財産を構成するものではないというべき」であると述べている。

以上のように、生命保険契約は、その契約内容によって私法上の取扱いは異なる。

（2）税法上の取扱い

税法上の取扱いについても、自己のためにする生命保険契約と第三者のためにする生命保険契約に分けて説明する。

前者の場合、保険事故が発生したときは、その生命保険契約に関する権利は被相続人の相続財産を構成し、相続税の課税対象となる。

一方、後者の場合も、保険事故が発生したときは、その生命保険契約に関する権利はみなし相続財産とされ、保険金受取人が相続によりこの権利を取得したもとして相続税が課税される（相続税法3条1項1号）。第三者のためにする生命保険契約の場合、この契約に関する権利は保険金受取人が直接取得するのであって、被相続人にいったん帰属しこれが相続されるわけではないが、被相続人の死亡を起因として生じたものであり、その実質は相続財産と変わることはないため、公平負担の見地から相続税の対象とするのが妥当であるとの理由により、みなし相続財産として相続税の課税対象とされている⁽⁷¹⁾。

以上のように、結局のところ前者も後者も相続税の課税対象になることについては異ならないが、後者の場合には、生命保険契約に関する権利が直接保険金受取人に帰属するため、例えば、保険金受取人が相続放棄したような場合でも当然に保険金を取得することができる⁽⁷²⁾。

以上、生命保険金の取扱いを私法上、税法上の観点から検討した。次に生命保険金についての従来の課税実務をみることにする。

(3) 従来の実務の取扱い

相続税法3条1項1号は、被相続人の死亡により相続人その他の者が生命保険契約の保険金を取得した場合には、当該保険金のうち被相続人が負担した保険料の金額の当該契約に係る保険料で被相続人の死亡の時までに払い込まれたもののうち所定の割合に相当する部分を、当該保険金受取人が相続により取得したものとみなすと規定している。

また、相続税法基本通達3-6は、相続税法3条1項1号によりみなし相続財産とされる保険金には、一時金により支払を受けるもののほか、年金の方法により支払を受けるものも含まれるとしている。そのような年金受給権を取得した場合には、保険金を一時金払いで取得するか年金払いで取得するかを問わず、相続税の課税対象になるということである。

一方、所得税法9条1項16号は、相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。）については、所得税は課税しないと規定している。この規定は、前述してきたように二重課税を防止する規定である。

従来の課税実務で問題とされていたのは、年金受給権に基づいて保険金を年金払いで取得したときである。それは、保険金を一時金払いで取得した場合には所得税法9条1項16号の適用があるとされ、その保険金（一時金）については非課税とされるのに対し、年金払いで取得した保険金には同号の適用がないとされ、年金払いの保険金には所得税が課税されると解

(71) 金子・前掲注(1)508頁。

(72) 三木義一ほか『実務家のための税務相談 民法編』（有斐閣、第2版、2006）348頁【関根稔】。

されていたからである。このように、当事者の選択方式によって課税関係が異なるため、しばしば、批判的とされた。

このような課税を行う根拠については、次の通達（昭和43年3月4日、管審（所）2、管審（資）9「家族収入保険の保険金に対する課税について」。以下、「昭和43年通達」という）の説明を挙げることができる。

「相続税法第3条第1項第1号の規定により相続財産とみなされる生命保険金には、年金として支払われるものも含まれますが、これは、個々の年金そのものではなく、いわば、年金受給権としてとらえられたものが相続財産とされるものであります。

この年金受給権と、その権利に基づいて受ける個々の年金とは別個のものであり、年金受給権は相続財産として相続税が課税されますが、所得税は非課税とされ、個々の年金そのものは、その受給者の所得として所得税が課税されますが、相続税の課税対象とはなりません。」

この説明は、年金受給権と個々の年金を受ける権利とは別個の権利であることを理由として、前者のみがみなし相続財産に当たり所得税法9条1項16号で非課税とされ、一方後者はみなし相続財産に当たらないため、同号の適用を受けず非課税とならない、ということである。

（4）基本債権と支分債権

（3）でみた昭和43年通達の見解は、基本債権と支分債権との区別が前提になっていると考えられる。年金受給権が基本債権であり、この年金受給権に基づいて個々の年金を受ける権利は支分債権に当たるから、両者は別の権利である、ということである。

基本債権（定期金の債権）とは、年金債権のように、一定の金銭その他の代替物を定期に給付させることを目的とする債権である⁽⁷³⁾。終身もしくは一定の有期の年金債権、定期の恩給を受ける権利、厚生年金、定期の扶助料を受ける権利、地上権の地代債権などがその例だとされている⁽⁷⁴⁾。

⁽⁷³⁾ 我妻榮ほか『我妻・有泉コンメンタール民法 - 総則・物権・債権 -』（日本評論社、第2版追補版、2010）327頁【清水誠・田山輝明】。

⁽⁷⁴⁾ 我妻・前掲注⁽⁷³⁾327頁【清水・田山】。

支分債権とは、基本債権である定期金債権から毎期に生じる支分権としての債権であって、その毎期の間隔が1年以内のものであるとされている⁽⁷⁵⁾。毎年12月20日に支払うというような利息、毎月末に支払うべき家賃その他の賃料、毎年末に支払うべき年金などがその例だとされている⁽⁷⁶⁾。

年金払いの保険金を受け取る場合においては、保険金を受け取ることのできる権利が基本債権にあたり、個々の支払い期に年金を請求することのできる権利が支分債権にあたる。長崎年金事件でいえば、年金受給権が基本債権にあたり、年金受給権から生み出された年金債権が支分債権にあたる。

基本債権と支分債権は、消滅時効の適用のされ方が異なるなど、たしかに法的には異なる権利であると説明されている⁽⁷⁷⁾。従来の実務の取扱いもこの点を重視したものだと思われる。

(5) 小括

税法上、長崎年金事件のような生命保険金、すなわち、第三者のためにする生命保険契約では、その生命保険契約に関する権利（年金受給権）はみなし相続財産に該当し、相続税の課税対象になり、所得税は非課税となる（所得税法9条1項16号）。その一方、年金受給権に基づいて取得した個々の年金は、同号の適用はないとされていた。その理由は、基本債権である年金受給権と支分債権である個々の年金債権は法的には異なる権利であるからだとされている。

しかし、年金受給権の実質を考慮せず、法的根拠が異なるというだけでこのような取扱いを行うことには、なお疑問が残る。同じ保険金であるにもかかわらず、一括して支払を受ければ相続税の課税だけで終わるのに、年金払いの形で支払を受けると相続税だけでなく所得税まで課税されるといふ不均衡が生じることの根拠としては、なお説得力を欠くように思われ

(75) 我妻・前掲注(73)328頁 [清水・田山]。

(76) 我妻・前掲注(73)328頁 [清水・田山]。

(77) 我妻・前掲注■327～328頁 [清水・田山]。

るからである。

本判決は、従来の実務の考え方を否定し、この疑問を解消した判決ということができる。次に、本判決の具体的内容等を検討する。

第2節 本判決の判旨等

1 争点と当事者の主張

(1) 争点

本件の主たる争点は、本件年金が相続税法（平成22年法律第6号による改正前のもの、以下、「旧相続税法」という。）3条1項1号のみなし相続財産に当たり、所得税法（同改正前のもの、以下、「旧所得税法」という。）9条1項15号により非課税とされるか否かという点である。

なお、この他にXが主張するように本件年金が非課税所得に該当するとした場合には、B生命の源泉徴収義務の有無についても争点となったが、こちらについては本稿では検討の対象としない。

(2) 当事者の主張

ア Xの主張

Xは、生命保険金が年金で支払われる場合、旧相続税法3条1項1号の「保険金」は、年金受給権（基本権と支分権）と支分権に基づいて支払われる年金のすべてを包含したものと解すべきであり、基本権である年金受給権のみを指すものではないと主張した。Xは、旧相続税法3条1項1号の「保険金」を「受給権」と解釈した場合、その財産的価値は、受給権という債権が将来現金化することにほかならず、債権が現金化することは権利の性質が変わるだけであり、所得税法の規定を適用するまでもなく、本件年金は、所得の発生に当たらないと主張した。そのことを前提に、Xは、年金受給権について相続税を課し、さらに、当該受給権の支分権に基づいて支払われる年金に所得税を課することは、二重課税に当たり、憲法29条の財産権の保障にも反すると主張した。

さらにXは、本件年金が雑所得に当たるとして課税するのであれば、一時払いの保険金であっても、相続開始時に受給権が発生し、その後保険金

を取得するのであるから、その取得時において一時所得又は雑所得として課税すべきであるが、そのような取扱いになっていないと指摘した。その上でXは、本件年金は、旧相続税法3条1項1号の「保険金」に該当し、みなし相続財産として相続税が課税されているので、旧所得税法9条1項15号により非課税所得となり、所得税法35条1項の雑所得には該当しないと主張した。

イ Yの主張

Yは、旧相続税法3条1項1号にいう「保険金」とは、正確には保険契約等に基づく死亡保険金等の受給権を意味するものであり、現実には受領する金銭を意味するものではないと主張した。Yは、本件のように保険契約に基づいて定期金に関する権利を取得した場合、旧相続税法3条1項1号の「保険金」に該当し被相続人の死亡を原因として取得した相続財産とみなされる財産に当たるのは年金受給権であって、現実には受領する保険金額やその受領の態様は、当該保険金等の受給権を評価する基準としての意味を持つにすぎないと主張した。

Yは、本件年金については、現実には支給された230万円という現金であり、それ自体定期金に関する権利ではないから、旧相続税法3条1項1号にいう「保険金」には該当せず、また、基本債権たる本件年金受給権に基づく権利ではあるが、一定期日（年金の支払事由が生じた日）の到来によって生み出された基本債権とは異なる支分権に基づいて取得した現金であるから、雑所得として所得税が課税されるべきであると主張した。旧所得税法9条1項15号で非課税とされるのは、基本債権である年金受給権のみであり、支分権である年金債権は、基本債権と異なる権利であるから同号の適用を受けず、非課税にはならないという主張である。

2 裁判所の判断

(1) 第1審判決

第1審長崎地判平成18年11月7日訟月54巻9号2110頁（以下、「地裁判決」という。）は、旧所得税法9条1項15号が所得税と相続税の二重課税を避ける見地から設けられている規定であると説明し、同号によって非課

税所得とされるものについて次のように述べた。

「……、相続税法3条1項によって相続財産とみなされて相続税を課税された財産につき、これと実質的、経済的にみれば同一のものと評価される所得について、その所得が法的にはみなし相続財産とは異なる権利ないし利益と評価できるときでも、その所得に所得税を課税することは、所得税法9条1項15号によって許されないものと解するのが相当である。」

このことを前提に、地裁判決はまず本件年金受給権について触れ、これが相続税法3条1項1号の「保険金」に当たり、その価額は同法24条1項1号に基づいて評価されること、および、同号が有期定期金について、その残存期間に受けるべき給付金の総額に「その期間に応じた一定の割合」を乗じて計算した金額を当該有期定期金の価額としていることを挙げたうえで、「この割合は、将来支給を受ける各年金の課税時期における現価を複利の方法によって計算し、その合計額が支給を受けるべき年金の総額のうち占める割合を求め、端数整理をしたものだといわれている。」と指摘した。その上で、本件年金について次のように述べた。

「他方、本件年金は、本件年金受給権に基づいて保険事故が発生した日から10年間毎年の応答日に発生する支分権に基づいて原告が保険会社から受け取った最初の現金である。上記支分権は、本件年金受給権の部分的な行使権であり、利息のような元本の果実、あるいは資産処分による資本利得ないし投資に対する値上がり益等のように、その利益の受領によって元本や資産ないし投資等の基本的な権利・資産自体が直接影響を受けることがないものとは異なり、これが行使されることによって基本的な権利である本件年金受給権が徐々に消滅していく関係にあるものである。」

そして、上記のように、相続税法による年金受給権の評価は、将来にわたって受け取る各年金の当該取得時における経済的な利益を現価（正確にはその近似値）に引き直したものであるから、これに対して相続税を課税した上、更に個々の年金に所得税を課税することは、実質的・経済的には同一の資産の関して二重に課税するものであることは明らかであって、前期所得税法9条1項15号の趣旨により許されないものといわなければならない。」

地裁判決は、このように述べて、本件年金に対する課税処分を取り消した。

(2) 控訴審判決

これに対して控訴審福岡高判平成19年10月25日訟月54巻9号2090頁（以下、「高裁判決」という。）は、以下のように説明して原判決を取り消し、本件年金に対する課税処分を適法と判断した。その内容は、Yの主張を全面的に受け容れたものといっていだろう。

高裁判決はまず、旧所得税法9条1項15号が「二重課税が生じることを排除」する趣旨の規定であると述べたが、同号が「相続ないし相続により取得したものとみなされる財産に基づいて、被相続人の死亡後に相続人に実現する所得に対する課税を許さないとの趣旨を含むものと解することはできない。」と指摘した。

そして、本件保険契約のような「被相続人が自己を保険契約者及び被保険者とし、共同相続人の1人又は一部の者を保険金受取人と指定して締結した生命保険契約において、被相続人の死亡により保険金受取人が取得するものは、保険金という金銭そのものではなく、保険金請求権という権利であるから、相続税法3条1項1号にいう『保険金』は保険金請求権を意味するものと解される。」と指摘し、「相続税法3条1項1号及び所得税法9条1項15号により、相続税の課税対象となり、所得税の課税対象とならない財産は、保険金請求権という権利ということになる。」と述べた。

その上で、本件年金については、「本件年金受給権とは法的に異なるものであり、Aの死亡後に支分権に基づいて発生したものであるから、相続税法3条1項1号に規定する『保険金』に該当せず、所得税法9条1項15号所定の非課税所得に該当しないと解される。」と判断した。

高裁判決は、基本債権である本件年金受給権と支分債権である年金債権とが異なる権利であることに着目して判断しており、これは、Yの主張を受け容れたものといえるだろう。

(3) 本判決

Xが上告受理申立てをしたところ、本判決は、これを受理した上で高裁判決を破棄し、本件年金に対する課税処分を違法と判断して取り消した。

本判決は、まず、所得税法9条1項の柱書に着目して次のように述べている。

「所得税法9条1項は、その柱書きにおいて『次に掲げる所得については、所得税を課さない。』と規定し、その16号において『相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（相続税法の規定により相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるものを含む。）』を掲げている。同項柱書きの規定によれば、同号にいう『相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの』とは、相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される。そして、当該財産の取得によりその者に帰属する所得とは、当該財産の取得の時における価額に相当する経済的価値にほかならず、これは相続税又は贈与税の課税対象となるものであるから、同号の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される。」

すなわち、本判決は、相続税が課された経済的価値に対しては所得税を課すことはできないとしている。この点は、地裁判決と基本的には同じ考え方に基づいていると理解することができるであろう。

本判決は、相続税法3条1項1号でみなし相続財産とされる生命保険金には、年金払いの方法により支払を受ける生命保険金も含まれると解されるとして、「年金の方法により支払を受ける場合の上記保険金とは、基本債権としての年金受給権を指し、これは同法24条1項所定の定期金給付契約に関する権利に当たるものと解される。」とした。

その上で本判決は、「そうすると、年金の方法により支払を受ける上記保険金（年金受給権）のうち有期定期金債権に当たるものについては、同項1号の規定により、その残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき年金の総額に同号所定の割合を乗じて計算した金額が当該年金受給権の価額

として相続税の課税対象となるが、この価額は、当該年金受給権の取得の
時における時価（同法22条）、すなわち、将来にわたって受け取るべき年
金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当し、
その価額と上記残存期間に受けるべき年金の総額との差額は、当該各年金
の上記現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当するも
のとして規定されているものと解される。したがって、これらの年金の各
支給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経
済的価値と同一のものといふことができ、所得税法9条1項16号により所
得税の課税対象とならないものといふべきである。」とした。相続税法24
条1項で評価されたものが相続税の課税対象となり、年金総額のうち、そ
の評価された部分は、相続税が課された経済的価値とみることができ、所
得税を課することはできないということである。

その上で、本件年金受給権が年金の方法により支払を受ける保険金のう
ちの有期定期金債権に当たること、また、本件年金が被相続人の死亡日を
支給日とする第1回目の年金であることから、その支給額と被相続人死亡
時の現在価値が一致するため、これに対しては所得税を課税することはで
きないとした。

第3節 本判決の検討

ここからの検討の中では、所得税法と相続税法のうち、平成22年法律第
6号による改正前後で異なる条項について改正前のものを指すときは、
「旧所得税法」「旧相続税法」と表記し、それ以外のものについては単に
「所得税法」等と表記する。

1 高裁判決に対する疑問

- (1) 高裁判決は、「被相続人の死亡により保険金受取人が取得するものは、
保険金という金銭そのものではなく、保険金請求権という権利であるか
ら、相続税法3条1項1号にいう『保険金』は保険金請求権を意味する
ものと解される。」とし、「相続税法3条1項1号及び所得税法9条1項
15号により、相続税の課税対象となり、所得税の課税対象とならない財

産は、保険金請求権という権利ということになる。」と述べた上で、保険金請求権に当たる年金受給権が相続税法3条1項1号の「保険金」に当たる一方、本件年金は、年金受給権とは異なる権利に基づいて取得したものであるから、相続税法3条1項1号にいう「保険金」には該当しないとした。

ここで注目すべきところは、相続税法3条1項1号にいう「保険金」を「年金受給権」という「財産」と解したことであろう⁽⁷⁸⁾。

高裁判決は、被相続人の死亡により相続人が取得したものは、年金そのものではなく年金受給権という「財産」であり、本件年金は、「本件年金受給権（すなわち保険金請求権）」とは異なる権利に基づいて取得したものであるから、相続税法3条1項1号にいう「保険金」に当たらず、したがって、所得税法9条1項16号にいう「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるもの」に該当しないという結論を導いている。

高裁判決を支持する論者は、所得税法9条1項16号の趣旨について、二重課税防止の規定と解するのではなく、政策的・恩恵的に与えられたものであると主張する。この立場に立つ酒井氏は、相続税の課税対象を「相続等により移転する財産」としている⁽⁷⁹⁾。このように考えれば、被相続人が死亡し、相続人が取得するものは「年金受給権」という財産のみであるから、「本件年金」は相続税法3条1項1号の「保険金」に当たらず、所得税法9条1項16号の適用はないとして、高裁判決と同じ結論が導かれることになる。

- (2) しかし、第2章第1節でも検討したように、わが国の相続税法が基本的には遺産取得税方式に拠っていることから考えても、酒井氏の見解や高裁判決は誤りであるというべきであろう。

前述したように相続税が所得税の補完税である以上、一つの経済的利得に対して、所得税と相続税を課すことは所得税法9条1項16号によりできないと解すべきであろう。同号が適用されるか否かの判断に当たっ

(78) 末崎・水野・前掲注(63)122頁。

(79) 酒井・前掲注(61)55頁参照。

ては、法的な権利としての同一性よりも経済的利得としての同一性をみるべきである。地裁判決や本判決がXが取得した経済的価値に対して相続税が課されていることに着目して判断したことは、評価できるものである。

たしかに、被相続人が死亡し相続人が「取得」するものは年金受給権であり、基本債権である年金受給権と支分債権である年金債権とでは法律関係を異にしている。しかし、本事件で争われた生命保険は、確定した年金払いのものである。この場合の基本債権は、結局のところ支分債権を集めたものとみることができよう。地裁判決が本件年金を受給する権利（支分権）の行使によって「基本的な権利である本件年金受給権が徐々に消滅していく関係にある」と述べているのも、この点を指摘するものである。また、三木義一教授は、「……本件のような場合は、10年間230万円ずつ支払われることが確定している債権であり、本来現金で一括して支払うべき保険金を年金で代物弁済しているにすぎないともいえるのである。しかも、一括して相続時に受給していれば所得税は課税されない現行法からすれば、その不合理性はなお一層あきらかである。」としている⁽⁸⁰⁾。

高裁判決やその判決を支持する論者たちは、年金受給権と個々の年金の受給権とが権利として異なることを重視しているが、上述したように、特に確定金額の年金払いの場合、基本債権である年金受給権と支分債権である年金債権は経済的には同じものであるから、権利の違いという法律的な側面のみを重視することには疑問が残る。また、高裁判決やその判決を支持する論者たちの見解からは年金を一括払いで取得した場合と年金払いで取得した場合との課税関係の相違を合理的に説明することは困難であると思われる。

したがって、相続税法3条1項1号にいう「保険金」にあたり、所得税法9条1項16号の「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるもの」に該当するものは、年金受給権のみではなく、その年金受給権の行使によって取得した個々の年金（本件年金）も、年金

⁽⁸⁰⁾ 三木義一・大垣尚司「判批」立命館法学309号1357頁（2006）[1363頁] [三木]。

受給権と経済的価値が同一である限り含まれると解すべきである。

本判決は、遺産取得税方式を基本とするわが国の相続税が実質的には所得税の補完税であることを正しく捉え、この理解を前提として、所得税法9条1項16号の非課税所得の範囲を、相続税が課税された相続財産（の取得という経済的利得）と経済的価値が同一であるものと位置付けたものであり、重要な意義を有すると考える。

2 所得税法59条、60条との整合性

(1) 譲渡所得課税（課税の繰延制度）との関係

ア 本判決は、所得税法9条1項16号にいう「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（又は取得したものとみなされるもの）」とは、「相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される。」とし、その所得とは、「当該財産の取得の時における価額に相当する経済的価値にほかならず、これは相続税又は贈与税の課税対象となるものである」とした上で、同号の趣旨については、「相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものである」と解される。」とした。

本判決は、所得税法9条1項16号の「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの（又は取得したものとみなされるもの）」とは、相続等により取得した「経済的価値」としたことには大きな意義がある。

しかし一方で、本判決については、現行の所得税法59条、60条との整合性がとれないのではないかという指摘もされている⁽⁸¹⁾。

イ 第2章第3節3で示した例で、この指摘を具体的に示すと、次のとおりになる。

すなわち、相続時時価1億円、相続税評価額8000万円、取得費1000万円（被相続人の取得費）の土地を相続し、相続後に代金1億2000万円で

(81) 酒井・前掲注(61)57頁。

譲渡した場合、所得税法60条1項により、譲渡所得課税の対象は、代金額（収入金額）1億2000万円から被相続人の取得費1000万円を差し引いた1億1000万円である（譲渡費用や特別控除額等については、ここでは考慮していない）。

ところが、本判決が相続税の課税対象となった経済的価値には所得税を課さないとしていることからすると、上記の例では相続税評価額8000万円については既に相続税の課税対象となっているから、所得税を課税することはできないのではないかという疑問が生じることになる。譲渡所得課税は1億1000万円ではなく、相続税評価額8000万円も差し引いた3000万円のみが対象になるのではないかという疑問である。本判決がこのような結果をもたらすのであれば、本判決は所得税法59条、60条と整合しないことになる。

ウ しかし、これも既に第2章第3節3で述べたとおりであるが、譲渡所得課税は譲渡した資産について譲渡人（相続の場合は被相続人）の所有期間中に生じた増加益を対象とするものであり、譲受人（相続人）が当該資産を取得したという経済的利得に対する課税とは、課税の対象が異なる。言い換えれば、相続税の対象とされる8000万円と、譲渡所得課税の対象とされる1億1000万円とは、経済的実質でみて同一ではないことになる。

したがって、上記の疑問は当てはまらず、この点で本判決が所得税法59条、60条と整合しないという不都合は生じない。

(2) 所得税法施行令183条との関係

ア 生命保険金に対する課税についての従来取扱いを肯定する見解は、所得税法施行令183条を根拠として、所得税法60条1項と同様の課税の繰延べを生命保険金課税の場面でも観念することができる旨主張する。

この見解に立つ小林栢弘氏は、保険金受取人と保険料負担者が同一人である場合には、その保険金と保険料との差額の所得の創出については所得税が課税されることを指摘し、本件のように保険金受取人と保険料負担者が異なる場合にもその年金に所得税を課さなければ、課税漏れが

生じるとしている⁽⁸²⁾。これは、年金受給権についても、被保険者（かつ保険料負担者）の死亡時に保険金と保険料との差額という所得が発生しており（長崎年金事件でいえば、Xが受け取る年金総額2300万円から払込済保険料195万1291円を差し引いた残額がここでの所得金額となる）、ただこれがこの時点では未実現の所得であって原則として所得税課税の対象とならないものであるため、妻が年金を取得した時点でこの所得が実現したものとして所得税を課税する（この時点まで課税を繰り延べる）という考え方だと理解できる⁽⁸³⁾。

税制調査会の昭和38年「所得税法及び法人税法の整備に関する答申」⁽⁸⁴⁾（以下、「昭和38年答申」という）も、この小林氏の見解と同旨とみられる見解を示している。同答申は、本件のような年金払いの保険金に関して、個々の年金に所得税を課税することは二重課税の弊を免れないとの意見に対して、「……一般に資産を相続した際、相続税が課税され、さらに相続人がその資産を譲渡すれば被相続人の取得価額を基として所得税が課税されることと同じ問題であって、所得税と相続税とは別個の体系の税目であることから、両者間の二重課税の問題は理論的にはないものとする。」としている。小林氏と昭和38年答申の見解は、年金受給権に関しては被相続人（夫）の死亡時段階までに未実現の所得が発生していると考えている点で同じであるといえるだろう⁽⁸⁵⁾。この両者の見解は、本件のような保険料負担者と保険金受取人が異なる生命保険契約に基づく年金受給権に対する従来課税の実務の取扱いは、所得税法60条1項の定める課税の繰延べと基本的には同じ考え方によるものと理解しているようである。

イ しかし、本件のような生命保険契約に基づく年金受給権に対する課税と所得税法60条1項の課税の繰延べを同旨のものとするには、

⁽⁸²⁾ 小林栢弘「判批」週刊税務通信46頁（2007）[51～52頁]。

⁽⁸³⁾ 同旨、三木＝大垣・前掲注⁽⁸⁰⁾23～24頁。

⁽⁸⁴⁾ 同答申（大蔵省印刷局、1963）61頁（第3・3）。

⁽⁸⁵⁾ 小林氏に関していえば、本件の生命保険に対する課税は、夫の生前において行われるか又は夫の死亡後において行われるかに過ぎないとしているし、昭和38年答申は、本件のような年金払の保険金に関しては、被相続人の所得の課税の繰延べ制度である所得税法60条の話を引き合いに出していることから、年金受給権に関しては、被相続人（夫）の死亡時段階までに未実現の所得が発生していると考えていることが窺える。

疑問が残る。

なぜなら、生命保険契約において受取人（本件ではX）が保険料負担者（本件ではA）と異なる者と指定されている以上、当該生命保険契約に基づく年金受給権はその指定された受取人（X）固有の権利であって（前掲最判平成14年11月5日参照）⁽⁸⁶⁾、保険料負担者（A）にいったん帰属した上で受取人（X）に移転する権利であるとは考えられず、保険料負担者（A）にはそもそも所得が生じていないというべきだからである⁽⁸⁷⁾。小林氏と昭和38年答申の見解は、このような年金受給権に関して、保険料負担者（A）に未実現の所得が発生していると考えている点で、誤りというべきであろう。

ウ また、仮に小林氏と昭和38年答申の見解が正しいとしても、所得税法施行令183条が所得税法60条1項と同様に課税の繰延べについて定めた規定であると解することは困難であり、小林氏らのいう課税の繰延べは現行法上認められないと考えるべきであろう⁽⁸⁸⁾。

所得税法施行令183条1項は、「生命保険契約等に基づく年金（略）の支払を受ける居住者のその支払を受ける年分の当該金額に係る雑所得の金額の計算」について定めており、同項2号は、雑所得の計算上控除すべき必要経費について、支払われる年金の総額（支払総額が確定していない年金の場合はその見込額）のうち「当該生命保険契約等に係る保険料又は掛金の総額」の占める割合を計算し、その年に支払を受ける年金の額に上記割合を乗じた金額を必要経費の額に算入すると規定している。この規定は、その規定ぶりからみても、雑所得（生命保険契約等に基づく年金）の必要経費に関する一般的な定めすぎないと思われる。たしかに、所得税基本通達35-4は、所得税法施行令183条1項2号口に掲げる保険料の総額には「その年金の支払を受ける者以外の者が負担した保険料の総額も含まれる」としているが、支払を受ける者以外の者が負担した保険料の総額「も」含まれるとの文言からみても、その年金の支

⁽⁸⁶⁾ なお、保険法42条は、保険金受取人が生命保険契約の当事者以外の者であるときは、その保険金受取人は、当然にその生命保険契約の利益を享受すると定めている。

⁽⁸⁷⁾ 同旨、三木・大垣・前掲注⁽⁸⁰⁾24頁、藤曲・前掲注⁽⁶³⁾129頁。

⁽⁸⁸⁾ 酒井・前掲注⁽⁶¹⁾57～58頁。

払いを受ける者「自ら」が負担した保険料も当然必要経費の計算の基礎となるからである⁽⁸⁹⁾。

所得税法60条1項は、課税の繰延べを行う場合について、贈与、相続（限定承認に係るものを除く。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。）（1号）、低額譲渡（2号）と具体的にかつ限定して定めているが、所得税法施行令183条は、そのような定め方になっておらず、所得税法60条1項と同じ趣旨の規定と考えることはできないと考える。

エ このように考えると、小林氏や昭和38年答申の見解は誤りであり、従来の課税上の取扱いが所得税法59条・60条と合致するということはないと解すべきであろう。すなわち、従来の取扱いを否定した本判決は、所得税法59条・60条と何ら矛盾しないと考える。

3 地裁判決と本判決の相違点

(1) 地裁判決と本判決の見解

地裁判決と本判決は、本件年金が、「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるもの」に該当するとして基本的には同じスタンスをとっているが、その対象とされる範囲を異にしている。

地裁判決は、「相続税法による年金受給権の評価は、将来にわたって受け取る各年金の当該取得時における経済的な利益を現価（正確にはその近似値）に引き直したものであるから、これに対して相続税を課税した上、更に個々の年金に所得税を課税することは、実質的・経済的には同一の資産に関して二重に課税するものであることは明らかであって、前記所得税法9条1項15号の趣旨により許されないものといわなければならない。」とした。これは、将来にわたって受け取る年金総額2300万円と年金受給権の相続税評価額1380万円は、実質的・経済的には同一の資産であるから、年金総額2300万円が「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得したものとみなされるもの」に該当し全額が非課税になるという解釈である。

⁽⁸⁹⁾ 末崎・水野・前掲注⁽⁶³⁾133頁。

これに対し本判決は、次のとおり述べて、年金総額2300万円すべてが所得税法9条1項16号の適用を受けるわけではないとの判断を示した。

「年金の方法により支払を受ける上記保険金（年金受給権）のうち有定期金債権にあたるものについては、同項〔筆者注：相続税法24条1項〕1号の規定により、その残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき年金の総額に同号所定の割合を乗じて計算した金額が当該年金受給権の価額として相続税の課税対象となるが、この価額は、当該年金受給権の取得の時における時価（同法22条）、すなわち、将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当し、その価額と上記残存期間に受けるべき年金の総額との差額は、当該各年金の上記現在価値をそれぞれ元本とした場合の運用益の合計額に相当するものとして規定されているものと解される。したがって、これらの年金の各支給額のうち上記現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものであることができ、所得税法9条1項15号により所得税の課税対象とならないものというべきである。」

本判決によれば、年金受給権については、相続税法24条1項1号による評価額1380万円がXの取得の時における時価（現在価値）となり、この金額（経済的価値）については相続税が課税される一方（相続税法3条1項1号）、所得税法9条1項16号の「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」に該当し非課税所得となる。しかし、年金総額2300万円と上記現在価値1380万円との差額（920万円）については、上記現在価値を元本とした場合の運用益の合計額に相当し、これについては相続税の課税対象とならない以上、所得税が課税されることになる。

（2）地裁判決の見解に対する疑問

地裁判決も本判決も、相続税法24条1項1号による評価額が、定期金債権に当たる生命保険金（年金）の支払総額をその年金受給権取得時の現在価値に引き直したものであると理解する点では、同じ見解を採っているといえる。しかし、地裁判決が個々の年金の全額を非課税所得とするのに対し、本判決は個々の年金のうち一部の額のみを非課税所得とする。

この違いについては、本判決の理解の方が正しいと考える。地裁判決は、相続税法24条の存在意義を将来にわたって受け取る年金を現在価値に引き直すものとしながらも、その後の手当てを怠っているのではないだろうか。

例えば、企業会計の退職給付会計では、「退職給付債務とは、一定の期間にわたり労働を提供したこと等の事由に基づいて、退職以後に従業員に支給される給付（以下「退職給付」という。）のうち認識時点までに発生していると認められるものをいい、割引計算により測定される。」とし（退職給付基準一1）、退職給付債務の計算に関しては、「退職給付債務は、退職時に見込まれる退職給付の総額（以下「退職給付見込額」という。）のうち、期末までに発生していると認められる額を一定の割引率及び予想される退職時から現在までの期間（以下「残存勤務期間」という。）に基づき割り引いて計算する。」としている（退職給付基準二2）。退職給付会計では、将来の債務を現時点で発生している債務に引き直すこととしており、この点は、基本的には相続税法24条と同じ考え方である。しかし、退職給付会計では、その後一定の利息費用等を加えた金額をもって退職給付債務としている。

ここで、「利息費用とは、割引計算により算定された期首時点における退職給付債務について、期末までの時の経過により発生する計算上の利息をいう。」とされている（退職給付基準一4）。つまり、退職給付会計では、現時点の債務に利息費用等を考慮して将来の債務に備えているのである⁽⁹⁰⁾。

このように企業会計では、将来の価値を現在の価値に引き直して評価し、その後利息等を考慮することは一般的に行われている。地裁判決は、相続税法24条の存在意義を将来にわたって受け取る年金を現在価値に引きなおすものとしているのであるから、年金総額2300万円と年金受給権の評価額1380万円との差額については利息部分として考慮すべきだったのではないだろうか⁽⁹¹⁾。本判決がこの差額を運用益と捉え、この部分には所得税が

⁽⁹⁰⁾ もっとも、本件年金は、将来受け取る年金の額が確定しており、その点、将来の債務が確定していない退職給付債務とは異なるが、現在の価値と将来の価値が違うことを考慮する点では、基本的には同じであるといえる。

課税されると判断したことは、評価できる⁽⁹²⁾。

(3) 小括

被相続人が死亡し、相続人が取得するものは、あくまでも年金受給権という権利であり、その年金受給権については、相続税法24条1項1号で評価され(1380万円)、その金額が相続税の課税対象とされる(所得税は、所得税法9条1項16号により非課税)。

一方、相続人は、相続財産(年金受給権)を取得した後、新たに経済的価値(運用益)を得ている(年金総額2300万円から年金受給権の相続税評価額1380万円を差し引いた運用益相当額の920万円)。これは、所得税の補完税である相続税の清算を受けていないのであるから、その運用益(920万円)については所得税を課税すべきことになる。

仮に、地裁判決のように年金総額2300万円を非課税とするなら、その運用益については、課税漏れが生じることになる。これは、保険金を一括払いで取得した場合にその全額が相続税の課税対象に含まれることと比較すると(地裁判決の言うように、保険金を年金払いで取得した場合の年金全てを非課税とするなら、年金受給権の相続税の課税対象金額は1380万円となり、保険金を一括払いで取得した場合と比べて有利になる)、公平負担の見地から疑問が残るところである。また、第1章でも検討したように、所得税法は包括的所得概念に基づいて、幅広い収入を所得と捉えて課税しているのに対して、本件のような相続税の清算を受けていないものに対してまで非課税所得として課税の対象外に置くことは、所得税が持つ公平な税負担の配分、すなわち、「担税力に応じた課税の要請」を放棄することになるのではないだろうか。

本判決は、相続税法が所得税法の補完税であることを前提として、所得

⁽⁹¹⁾ なお、末崎・水野・前掲注⁽⁶³⁾124～127頁は、民事執行法や倒産法制を例えに出して本判決を評価している。それによると、民事執行法や倒産法制では、支払期が到来していない無利息債権の金額から中間利息部分を差し引いて評価することは一般的に行われており、本判決がいう運用益も性質的には、中間利息部分に相当するものとしている。

⁽⁹²⁾ 現在手元にある一万円と、将来手にしている一万円は同じ一万円であっても同じ価値を有するものではない、というファイナンス理論的な考え方からも当然の帰結のように思える(志賀櫻「判批」税経通信65巻11号31頁(2011))。

税法9条1項16号の適用範囲を明確にしたことに重要な意義があったと思われる。

4 本判決の影響

本判決を受けて、所得税法施行令が改正された（平成22年政令第214号）。改正後の同令185条では、本件年金のようにその年金受給権がみなし相続財産とされる生命保険契約等に基づく年金に対する所得課税の仕組みが、本判決の考え方に沿う形で変更された⁽⁹³⁾。

具体的な計算方法として、保険年金に係る課税部分と非課税部分は、年金支給初年は全額非課税とし、2年目以降、非課税部分が段階的に減少し課税部分が段階的に増加していく形となっている。

なお、必要経費については、当該生命保険契約等に係る支払保険料総額のうち、その課税部分に対応する金額とされている。

また国税当局は本判決を受けて、過去5年分（平成17年分から平成21年分）の所得税の還付についてのみならず、還付請求権が消滅している平成12年分以降平成16年分以前の保険年金に係る所得税についても還付する対応をみせている⁽⁹⁴⁾。

本判決を受けて、類似するケース、例えば既経過利子の額、株式に係る配当期待権、特許権等について本判決の射程が及ぶか否かが議論されており⁽⁹⁵⁾、今後も注視する必要がある。

おわりに

わが国の相続税法は、遺産取得税方式に遺産税方式を加味した折衷方式となっている（第2章第1節参照）。そのためか、相続税の性質を財産税と解しているような傾向が見受けられる。

例えば、遺産取得税方式と遺産税方式の折衷方式に移行する際の昭和32

⁽⁹³⁾ 末崎・水野・前掲注⁽⁶³⁾137頁。

⁽⁹⁴⁾ 国税庁ウェブサイト「相続等に係る生命保険契約等に基づく年金を受給される方へ」
(http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/topics/data/h22/sozoku_zoyo/index.htm)

⁽⁹⁵⁾ 藤曲・前掲注⁽⁶⁶⁾131～132頁、佐藤英明「判批」金融法務事情1908号18頁 [25頁] (2010)。

年12月「相続税制改正に関する税制特別調査会答申」（第2章第1節2(1)）では、「相続の開始により被相続人から相続人に対して財産が移転する際に被相続人の遺産の一部は、当然社会に返還されるべき」としており、相続税を財産税と解しているような表現が用いられている。また、本稿で取り上げた生命保険金の取扱いでも、昭和44年通達が、「この年金受給権と、その権利に基づいて受ける個々の年金とは別個のものであり、年金受給権は相続財産として相続税が課税されますが、所得税は非課税とされ、個々の年金そのものは、その受給者の所得として所得税が課税されますが、相続税の課税対象とはなりません。」と述べているように、課税当局は、相続税の性質を財産税と解しているような傾向が見受けられる。

しかし、本文でも述べたとおり（第2章第1節参照）、わが国の相続税法は、遺産取得税方式を基本としており、遺産取得税方式の下における相続税は、実質的には所得税の補完税である（第2章第2節、第3章第3節）。このことを、ここで改めて強調したい。

このことを前提とすると、相続により財産を取得した相続人については、その財産を得たという経済的利得について、所得税と相続税の2つの課税が生じることになる。これは、実質的にみれば同一の課税物件に対する二重課税に他ならず、これを避けるために（相続による経済的利得の特殊性を考慮して相続税課税を優先させ）、所得税法9条1項16号が所得税を非課税としているのである。

第3章で検討した長崎年金事件の最判平成22年7月6日は、明言こそはしなかったが、相続税が所得税の補完税であることを前提にして、所得税法9条1項16号の意義を的確に判断したといえるだろう。

わが国では、所得税と相続税が絡む問題が多々あるが、上記最高裁判決が所得税法9条1項16号の解釈を通じて相続税の性格を正しく把握したと考えられることからすると、この点に関する問題は今後適切に解決されていくことが予想される。今後の課税実務や裁判例の動きに注目したい。

参考文献

<書籍>

1. 東京弁護士会弁護士研修センター運営委員会編『事例から学ぶ税法 - 所得税・法人税・相続税等 -』（商事法務、2006）
2. 三木義一ほか『実務家のための税務相談（民法編）』（有斐閣、第2版、2006）
3. 三木義一ほか編著『[租税] 判例分析ファイル 所得税編』（税務経理協会、2006）
4. 三木義一編著『よくわかる税法入門』（有斐閣、第5版、2010）
5. 三木義一『税理士春香の事件簿』（清文社、2001）
6. 金子宏『所得課税の研究』（有斐閣、1995）
7. 金子宏『租税法』（弘文堂、第16版、2011）
8. 金子宏ほか『税法入門』（有斐閣、第6版、2007）
9. 金子宏『租税法の基本問題』（有斐閣、2007）
10. 武田昌輔監修『DHC コメントール所得税法1』（第一法規、加除式）
11. 水野忠恒『租税法』（有斐閣、第5版、2011）
12. 中川善之助『相続法』（有斐閣、1964）
13. 遠藤浩ほか共編『民法⁽⁹⁾相続』（有斐閣、第4版増補補訂版、2005）
14. 伊藤昌司『相続法の基礎的諸問題』（有斐閣、1981）
15. 岡村忠生ほか『ベーシック税法』（有斐閣、第6版、2011）
16. 全国青色申告会総連合『シャウプ使節団日本税制報告書』（全国青色申告会総連合、2000）
17. 中村利雄・岡田至康『法人税法要論』（税務研究会出版局、2004）
18. 松川正毅『民法 親族・相続』（有斐閣、2007）
19. 我妻榮ほか『我妻・有泉コメントール民法 - 総則・物権・債権 -』（日本評論社、第2版追補版、2010）
20. 佐藤英明『プレップ租税法』（弘文堂、2006）
21. 佐藤英明ほか『租税法演習ノート：租税法を楽しむ21問』（弘文堂、第2版、2008）
22. 佐藤英明『スタンダード所得税法』（弘文堂、補正版、2010）
23. 関根稔・間瀬まゆ子編著『相続をめぐる民法と税法の理解』（ぎょうせい、第6版、2010）

24. 池田真朗 『スタートライン民法総論』(日本評論社、2010)
25. 池田真朗 『スタートライン債権法』(日本評論社、第5版、2010)
26. 田中二郎 『租税法』(有斐閣、第3版、1990)
27. 中村芳昭・三木義一編 『演習ノート租税法』(法学書院、補訂版、2008)
28. 清水敬次 『税法』(ミネルヴァ書房、第7版、2007)
29. 植松守雄 『注解所得税法』(大蔵財務協会、四訂版、2005)
30. 谷口勢津夫 『税法基本講義』(弘文堂、第2版、2011)
31. 北野弘久編 『現代税法講義』(法律文化社、5訂版、2009)
32. 北野弘久 『税法学原論』(青林書院、第6版、2007)
33. 川田剛 『租税法入門』(大蔵財務協会、五訂版、2009)
34. 水野忠恒ほか編 『別冊ジュリスト 租税判例百選』(有斐閣、第4版、2005)
35. 増田英敏 『リーガルマインド租税法』(成分堂、2008)

<論文等>

1. 末崎衛・水野信二郎 「判批」 沖縄法学論叢4号 (2011)
2. 末崎衛 「判批」 税法学562号 (2009)
3. 奥谷健 「判批」 税務事例42巻1号 (2010)
4. 奥谷健 「相続税の課税根拠と課税方式」 税法学561号 (2009)
5. 三木義一・大垣尚司 「判批」 立命館法学309号 (2006)
6. 三木義一 「相続税の基本原則の法的再検討」 租税法研究23号 (1995)
7. 三木義一 「判批」 税経通信65巻10号 (2010)
8. 松岡章夫 「判批」 税理50巻4号 (2007)
9. 末永英男 「判批」 税務弘報58巻11号 (2010)
10. 橋本守次 「判批」 税務弘報58巻14号 (2010)
11. 藤曲武美 「判批」 税務弘報59巻1号 (2011)
12. 金子宏 「相続制度の構造的改革」 税研102号 (2002)
13. 小林栢弘 「判批」 税務通信2969号 (2007)
14. 志賀櫻 「判批」 税経通信65巻11号 (2011)
15. 佐藤英明 「判批」 金融法務事情1908号 (2010)
16. 佐藤孝一 「判批」 税務事例43巻4号 (2011)

17. 中井稔「判批」税法学565号 (2011)
18. 小池正明「判批」税理53巻13号 (2010)
19. 酒井克彦「判批」税務事例39巻8号 (2007)
20. 大淵博義「判批」税理53巻14号 (2010)
21. 品川芳宣「判批」TKC 税研情報19巻5号 (2010)
22. 山本守之「判批」税務弘報58巻11号 (2010)
23. 松原功「判批」金融法務事情1908号 (2010)
24. 本間拓巳「判批」税研145巻5号 (2009)
25. 秋山友宏「判批」税務事例43巻6号 (2011)
26. 加藤義幸「所得税の非課税所得」税法学542号 (1999)
27. 山本洋一郎「判批」自由と正義61巻2号 (2010)
28. 岡正晶「非課税所得となる損害賠償金の範囲」税務事例研究5号 (1989)
29. 木村弘之亮「二重課税の概念」法律学研究72巻2号 (1999)
30. 辻美枝「判批」税大ジャーナル13号 (2010)
31. 堀口和哉「判批」税務事例39巻8号 (2007)
32. 田中治「判批」税務事例研究101号 (2008)
32. 高野幸大「判批」ジュリスト1370号 (2009)

<その他>

1. 金子宏ほか共編『法律学小事典』(有斐閣、第4版、2007)
2. 税制調査会答申『相続税制改正に関する税制特別調査会答申』(昭和32年12月)
3. 税制調査会答申『税制調査会答申及びその審議の内容と経過の説明』(昭和36年12月)
4. 税制調査会答申『所得税法及び法人税法の整備に関する答申』(昭和38年12月)
5. 国税庁レポート (www.nta.go.jp/kohyo/katsudou/report/report.htm)
6. 国税庁ウェブページ「相続等に係る生命保険契約等に基づく年金を受給される方へ」(www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/topics/data/h22/sozoku_zoyo/index.htm)